

審 査 基 準

令和4年5月11日作成

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項：第30条の13第1項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第30条の13第2項（運転経歴証明書の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：再交付の申請が当該申請に係る運転経歴証明書を交付した青森県公安委員会に対し、青森県警察本部交通部運転免許課長を経由して行われた場合は、当該申請の当日中、警察署長を経由して行われた場合は14日間
申 請 先：青森県警察本部交通部運転免許課、弘前自動車運転免許試験場、八戸自動車運転免許試験場、むつ自動車運転免許試験場、五所川原警察署、十和田警察署及び三沢警察署
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部交通部運転免許課 免許係（電話017-782-0081）又は申請先警察署
備 考：